

後土御門天皇女房奉書

実隆公記明応五年十月二十四日条貼継

【釈文】

〔端裏銘〕
仰 明応五十二廿四

神宮のてんそうの事、〔忠富王〕はくしてもうちくおほせられ候つる、しも月になり候て〔返シ書〕おほせられ候はんするとおほしめして候へは、いまに御しこう候はす候、しせんひろう事も候はんするとおほしめし候て、たゝいまおほせられ候、『御そんち候へく候、せん下など候事にて候はゝ、かかねて申され候へく候よし、申とて候、かしく、

〔切封ウハ書〕
「侍従大納言とのへ」
〔三条西実隆〕

【漢字仮名交じり文・現代仮名づかいに直すと】

神宮伝奏の事、伯しても内々仰せられ候つる。霜月になり候て仰せられ候わんずると思し召して候えば、いまに御祇候候わず候。自然披露事も候わんずると思し召し候て、只今仰せられ候。御存知候べく候。宣下など候事にて候わば、重ねて申され候べく候由、申とて候。かしく。

【現代語訳すると】

神宮伝奏への補任について、忠富王を通じて内々に「ご意思をお伝えいたしました。十一月になってから御命じになられようとお考えでいらつしやつたところ、今日に至るまで御祇候されることがありませんでした。万が一に奏事もあるのではとお思いになられて、まさに今御命じになります。お心得なさつて下さい。宣下などがありますので、重ねてお伝えすることになるでしょう」ということを伝えよとのことでした。かしく。

【解説】

『実隆公記』明応五年（一四九六）十二月二十四日条に貼り継がれた文書である。文明元年（一四六九）年以来、二十七年ものあいだ神宮伝奏の任にあった柳原資綱は、すでに七十八歳という老齢であり、同年八月二十九日に辞意を示したようだ（『御湯殿上日記』同日条）。そのため、十月三十日には、後土御門天皇の側近であった忠富王が実隆の許を訪れて、資綱は「老耄」で

どうしようもないので、神宮伝奏の交替が必須で、父公保の在任という近例もあるので、実隆が就任するように、という天皇の意思を伝えている。当時病気がちで出仕が困難だった実隆は、辞退を申し出たが、それから二箇月弱を経て、重ねて就任を迫ったのがこの女房奉書である。十一月になったら任命しようと思っていたところ、今に至るまで祇候がない、というのは、実隆が病気のため、八月二十五日以後まったく出仕していなかったことによる。この奉書をうけた実隆は、「再往之上、且者神慮又難測」として即日承諾している。ところが、三十日になっても音沙汰がなかったので、再度確認してみると、勾当内侍四辻春子が披露を忘れていたところとであった。慌てて披露がなされて、頭弁中御門宣秀の奉ずる繪旨が出されている。さらに、繪旨も敷奏および神宮伝奏について各一通が出されるはずのところ、敷奏についての繪旨を欠いていたため、宣秀に問い合わせる追加で受け取ったことが知られる。なお、実隆の神宮伝奏の在任は永正三年（一五〇六）の内大臣任官で終わり、かわってその任については、中御門宣胤（宣秀の父）であった。